

令和3年

第2回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和3年2月26日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和3年 第2回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和3年第2回阿賀野市農業委員会総会は、令和3年2月26日(金) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 曾 我 憲 司	2番 渡 辺 隆	3番 上 松 千 恵
4番 本 間 多佳子	5番 皆 川 光 浩	6番 見尾田 正 行
7番 阿 部 萬紀夫	8番 齋 藤 瑞 穂	9番 菅 井 茂
10番 渡 邊 悟	11番 五十嵐 佐 敏	12番 遠 山 登
13番 松 田 昭 悦	14番 笠 原 尚 美	15番 柳 壽 一
16番 大 堀 哲 男	17番 小 林 章 男	18番 相 馬 重 男
19番 小 嶋 覚		

○推進委員

1番 渡 邊 聡	2番 加 藤 卓 也	3番 辻 繁 雄
4番 中 村 孝 幸	5番 官 嶋 市 郎	6番 能勢山 嘉 雄
7番 羽 田 正 栄	8番 上 松 浩 二	9番 小 林 隆 司
10番 伊 藤 剛 栄	11番 細 山 徹 也	12番 長谷川 政 男
13番 松 崎 学	14番 青 木 等	15番 蕪 木 緑

3 欠席委員

○農業委員 な し

○推進委員 な し

4 遅参委員 1番 曾 我 憲 司 (14時50分)

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	佐 藤 浩 治
次長	木 村 秀 行
主幹	山 崎 一 之
主任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農地転用事実確認証明書の交付について
日程第5	報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について
日程第6	報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について

- 日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 日程第8 議案第2号 事業計画変更の承認申請について
 日程第9 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 日程第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
 日程第11 その他

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋）	<p>定刻となりましたので、ただ今より総会を開会します。 只今の出席委員は18名です。定足数に達しております。 なお、1番 曾我 委員は少し遅れるとの連絡が入っております。 推進委員の欠席はありません。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名します。 10番 渡邊 悟 委員、11番 五十嵐 委員、12番 遠山 委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、10番 渡邊 悟 委員、11番 五十嵐 委員、12番 遠山 委員にすることに決定しました。</p> <p>続きまして日程第2 会期の決定についてお諮りします。 会期については、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。 本日の書記は、佐藤事務局長、木村次長、山崎主幹、長谷川主任であります。 それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。 事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。</p>
事務局 （長谷川）	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。 議案書の読み上げ方を、貸出人・借受人欄を省略し「受付番号」・「土地の所在」・「地目」の順に読み上げさせていただきます。</p> <p>最初に、耕作不便のための解約が多数提出されていますので一括して説明いたします。 農用地利用集積計画 賃貸借権設定の解約11件、23筆23,206㎡の解約で、受付番号「2ページの247番、3ページの248番・249番・250番・251番、4ページの252番・253番・254番、5ページの255番・256番・257番」です。</p> <p>続きまして、ただいま報告しました案件以外の案件を説明いたします。 議案書の1ページをご覧ください。 農用地利用集積計画 賃貸借権設定の解約になります。 受付番号243番、保田字山ノ下（ヤマノシタ）、地目 台帳・現況がともに田、地積765㎡、これを含めまして合計2筆で1,965㎡です。</p>

契約の内容が令和元年5月11日から令和11年3月10日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和3年1月22日です。

受付番号244番、保田字千苺（センガリ）、地目、台帳・現況がともに田、地積848㎡、これを含めまして合計12筆で8,512㎡です。

契約の内容が平成29年3月11日から令和4年3月10日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和3年1月22日です。

2ページになります。

受付番号246番、窪川原字古阿賀（フルアガ）、地目、台帳・現況がともに田、地積281㎡です。

契約の内容が平成30年2月11日から令和5年2月10日まで、解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和3年1月22日です。

5ページになります。

受付番号258番、荒屋字塚ノ畑（ツカノハタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積267㎡です。

契約の内容が令和2年4月11日から令和3年12月10日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和3年1月29日です。

受付番号259番、上一分字熊ノ沢（クマノサワ）、地目、台帳・現況がともに田、地積277㎡、これを含めまして合計2筆で306㎡です。

契約の内容が平成28年3月11日から令和8年3月10日まで、解約事由が「契約地誤りのため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和3年1月29日です。

6ページになります。

受付番号260番、保田字逆川（サカサガワ）、地目、台帳・現況がともに田、地積353㎡、これを含めまして合計2筆で699㎡です。

契約の内容が平成29年3月10日から令和4年3月9日まで、解約事由が「転用のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和3年1月18日です。

受付番号261番、笹岡字千刈（センガリ）、地目、台帳・現況がともに田、地積278㎡、これを含めまして合計3筆で2,556㎡です。

契約の内容が令和元年5月11日から令和4年2月10日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和3年1月24日です。

受付番号262番、大室字家ノ下（イエノシタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積898㎡、これを含めまして合計で6,675㎡です。

契約の内容が平成30年3月11日から令和5年3月10日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和3年1月26日です。

7ページになります。

受付番号263番、水原字千刈（センガリ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,017㎡、これを含めまして合計5筆で6,195㎡です。

契約の内容が平成27年12月11日から令和7年12月10日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和3年2月10日です。

受付番号264番、榎船渡字九枚田（キュウマイダ）、地目、台帳・現況がともに田、地積995㎡です。

契約の内容が令和元年5月11日から令和4年12月10日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和3年2月10日です。

農地利用集積円滑化事業であり、265番案件も同様であります。

受付番号266番、新保字駒込（コマゴメ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,851㎡です。

契約の内容が平成30年12月11日から令和3年12月10日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和3年2月10日です。

8ページになります。

受付番号267番、保田字駒込（コマゴメ）、地目、台帳・現況がともに田、地積2,009㎡です。

契約の内容が平成30年12月11日から令和3年12月10日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和3年2月10日です。

受付番号268番、駒林字諏訪原（スワバラ）、地目、台帳・現況がともに田、地積851㎡、これを含めまして合計4筆で3,261㎡です。

契約の内容が平成31年3月11日から令和11年3月10日まで、解約事由が「借り手の変更のため」です。

解約年月日が令和2年10月31日、引渡年月日が令和2年11月1日です。

農用地利用集積計画 使用貸借権設定の解約になります

受付番号245番、勝屋字畑表（ハタケオモテ）、地目、台帳・現況がともに田、地積319㎡です。

契約の内容が平成23年4月11日から令和3年4月10日まで、解約事由が「利用権設定期間及び賃借料変更のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和3年1月22日です。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終ります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきを願います。
続きまして、日程第4 報告第2号 農地転用事実確認証明書の交付について、を

事務局
(長谷川)

議題とします。

事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

9ページをご覧ください。

報告第2号 農地転用事実確認証明書の交付について説明をいたします。

受付番号18番 申請者は記載のとおりです。

土地の所在が草水字内河原(ウチガワラ)、地目、台帳が畑・現況が宅地、地積が546㎡です。転用目的が倉庫建築用地です。

許可年月日、許可番号が令和2年12月28日、阿農委第502036号です。

完了年月日は昭和年月日不詳です。

申請地の確認状況は、1月15日、地区担当委員と事務局で確認してまいりました。この案件につきましては、農地法についての認識がなかったため、以前から倉庫を建てて使用していたもので、12月総会で追認許可した案件であり、申請どおり倉庫が建っております。

場所につきましては、10・11ページの位置図・案内図をご覧ください。

申請地は安田地区 草水地内、宅地と原野と国道に囲まれた草水集落内の住宅が連たんしている区域内にあります。

12ページは、更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。

13ページは土地利用計画図です。

申請地は転用許可を受けており、現地には申請のとおり倉庫が建っていますので、同行した地区担当委員と協議の上、1月19日付で申請者宛交付したことを報告いたします。

14ページをご覧ください。

受付番号22番 申請者は記載のとおりです。

土地の所在が姥ヶ橋字町道下(マチミチシタ)、地目、台帳・現況がともに畑、地積が239㎡、転用目的が特定建築条件付売買予定地です。

許可年月日、許可番号が令和2年4月30日、阿農委第502001号です。

完了年月日は令和3年1月29日です。

申請地の確認状況は、10月28日、地区担当委員と事務局で現地を確認してまいりました。また、建物の建築については、2月5日に地区担当委員と事務局で申請書と添付書類を確認し、令和3年1月29日付けで建築基準法第6条第1項の規定による確認済証が交付されていることを確認しました。

場所につきましては、15・16ページの位置図・案内図をご覧ください。京ヶ瀬小学校近くの住宅に囲まれた土地であります。

17ページは更正図です。申請地は整地されて分筆登記も令和2年8月7日に完了しております。

当該地を建物敷地とする建物の建築については、18ページのとおり令和3年1月29日付けで建築基準法第6条第1項の規定による確認済証が交付されています。

別紙、説明資料1をご覧ください。「農地転用許可を伴う建築条件付き売買予定地等に係る転用事実の証明の取扱いについて」という通知がありまして、ここに「地目変更登記のために転用事実の証明に係る申請があった場合には、農業委員会は、転用の状況を現地調査等により確認した上で、建築基準法第6条第1項の規定による確認などの状況が、これらの通知に示された状況に適合するのであれば、転用事業が完了する前でも転用事実の証明を行っても差し支えない。」とありますので、地区担当委員と確認を行い協議の上、近い将来住宅敷地に供されることが確実に見込まれるものと認定し、転用事実の確認証明書を交付したことを報告いたします。

19ページには土地利用計画を掲載しています。

20・21ページには建物平面図、22ページには立面図を掲載しています。

以上で報告第2号、農地転用事実確認証明書の交付について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

なお、今程13時50分に1番 曾我 委員が出席されましたので、現在の出席委員数は19名となります。

この案件については、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

最初に18番案件について、8番 齋藤 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（齋藤）

8番齋藤です。現地確認を行って参りましたので報告します。詳細については事務局の説明のとおりです。現地は当初目的のとおり倉庫が建築されており、始末書付きの案件ではありますが何ら問題ないと見て参りました。以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、22番案件について、1番 曾我 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（曾我）

1番曾我です。出席が遅れまして大変申し訳ありませんでした。

この案件につきましては昨年も現地調査をさせていただきまして、この度1月29日付で建築基準法の確認済証が交付され、再度現地を確認させていただきましたが、いつでも建築ができるという状況であることを確認して参りました。以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委 員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきを願います。

続きまして、日程第5 報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について、を議題とします。

事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事 務 局

（長谷川）

23ページをご覧ください。

報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について説明をいたします。

受付番号19番、申請者は記載のとおりです。

土地の所在が福田字村下（ムラシタ）、地目 台帳・現況がともに畑、面積が476㎡、これを含めまして合計2筆、568㎡です。新地目が山林です。

申請理由は、申請地は福田の集落内の屋敷付に位置する土地で、隣接する宅地には姪夫婦が5年前に他界し家は解体しました。申請地は以前から長年にわたり不耕作となっており、現在では杉等の大木が林立する山林状態になっており、農地に戻すには極めて困難な状況です。また、農地として復旧したとしても今後耕作する者がおらず農地として利用していくことが困難であることから農地台帳から削除願いたいたためです。

申請地の確認状況は、令和3年1月25日に地区担当委員と事務局で確認してまいりました。申請地は集落内の屋敷付に位置する農地で、長年に渡り不耕作となっており、

現在では杉や笹等が繁茂し農地に回復することは困難な状況でありました。

農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域にある農地であり、第3種農地と判断いたしました。

場所につきましては、24・25ページの位置図・案内図をご覧ください。

申請地は、福田集落の住宅が連たんしている区域内にあります。

26ページには更正図に申請地を塗り潰しで表示しております。従いまして、県の通達により事務処理を行い、事務局長専決により1月26日付で証明書を交付したことを報告いたします。

27ページになります。

受付番号20番、申請者は記載のとおりです。

土地の所在が上一分字熊ノ沢、地目、台帳・現況がともに田、地積が277㎡、これを含めまして合計2筆で306㎡です。新地目が山林です

申請理由は、申請地は50年前頃に申請者の父が杉を植林したと思われ、現在は杉林状態になっており、農地に復旧するには杉の伐採、伐根、整地等を行わなければならないことから農地台帳から削除願いたいためです。

申請地の確認状況は、令和3年1月29日に地区担当委員と事務局で確認してまいりました。

申請地は、申請者自宅敷地に隣接していますが、現在は山林状態となっており、申請地の北側から東側も山林となっています。杉林の状況で、農地として回復するには開墾しなければならず、原状復旧は極めて困難な状況です。

また、復旧できたとしても周囲が山林のため農地として利用するには難しい土地でありました。

農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地として第2種農地と判断しました。

場所につきましては、28・29ページの位置図・案内図をご覧ください。

笹神地区上一分のお寺、泉秀院の西100m程に位置し、陣ヶ峰の山すそにあたります。

30ページは更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。従いまして、県の通達により事務処理を行い事務局専決により2月2日付で証明書を交付したことを報告いたします。

以上で報告第3号、農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件については、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

19番案件について、2番 上松 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（上松）

3番上松です。受付番号19番について報告いたします。先日現地確認に行って参りました。土地の状態は雪が積もっていたため、よく確認できなかったのですが、大きな木が多数生えていて農地に復旧するには困難であると見て参りました。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、20番案件について、10番 渡邊 悟 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（渡邊悟）

10番渡邊です。昨日現地確認を行って参りました。場所は中山間地域に存在する農地で山際の境界もわからないような杉の木が林立している場所でした。農地に戻す

には無理であると見て参りました。以上です。

議長（小嶋） ありがとうございます。現地確認報告が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委 員 （「な し」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。ご承知おきを願います。
ここで説明員を交代します。

— 説明員 交代 山崎 主幹 —

続きまして、日程第6 報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

山崎 主幹、お願いします。

事務局（山崎） 報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。

令和3年1月29日開催の定例総会で承認された農地中間管理権設定の農地等、全73件、863筆、775,148.10㎡について、報告します。

議案書は31ページからとなります。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げを省略します。

令和3年3月30日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は令和3年3月31日で、終了及び賃貸借料は前月集積計画と同様で固定です。

また、配分の移転については、125ページ、170番・171番・172番案件です。

移転の理由は、耕作者変更です。

移転後の期間及び賃貸借料は、当初配分と同様で固定です。

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業 農用地等借受申出 登録者です。

以上、報告を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委 員 （「な し」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。ご承知おきを願います。
ここで説明員を交代します。

— 説明員 交代 長谷川主任 —

続きまして、日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題とします。

事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

議案書128ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

今月の申請件数は、所有権移転14件で合計面積が19,597㎡です。

受付番号42番 寺社字小山崎(コヤマザキ)、地目、台帳・現況がともに畑、地積152㎡、これを含めまして合計3筆で3,547㎡です。

譲受・譲渡理由は「親より受贈」と「子への贈与」です。

契約の内容は、贈与での所有権移転です。

受付番号43番 百津字境塚(サカイヅカ)、地目、台帳・現況がともに田、地積1,011㎡です。譲受・譲渡理由は「親より受贈」と「子への贈与」です。

契約の内容は、贈与での所有権移転です。

受付番号44番 笹岡字東浦(ヒガシウラ)、地目、台帳・現況がともに畑、地積163㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で10,000円の売買です。

受付番号45番 上江端字浦田(ウラタ)、地目、台帳・現況がともに田、地積403㎡です。

譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「遠方に居住のため耕作困難」です。

契約の内容は、総額で100,000円の売買です。

受付番号46番 保田字源四郎(ゲンシロウ)、地目、台帳・現況がともに田、地積1,021㎡、これを含めまして合計3筆で、2,436㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「相手方の要望」です。

契約の内容は、総額で1,500,000円の売買です。

129ページになります。

受付番号47番 榎船渡字九枚田(クマイダ)、地目、台帳・現況がともに田、地積995㎡です。

譲受・譲渡理由は「借受地の取得」と「相手方の要望」です。

契約の内容は、総額で300,000円の売買です。

受付番号48番 山口村新田字千刈(センガリ)、地目、台帳・現況がともに田、地積861㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で430,500円の売買です。

受付番号49番 保田字駒込(コマゴメ)、地目、台帳・現況がともに田、地積382㎡、これを含めまして合計3筆で、1,437㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「相手方の要望」です。

契約の内容は、総額で574,800円の売買です。

受付番号50番 保田字駒込(コマゴメ)、地目、台帳・現況がともに田、地積137㎡、これを含めまして合計3筆で、1,365㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「相手方の要望」です。

契約の内容は、総額で546,000円の売買です。

130ページになります。

受付番号51番 新保字駒込(コマゴメ)、地目、台帳・現況がともに田、地積104

m²、これを含めまして合計 2 筆で、1,186 m²です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「相手方の要望」です。

契約の内容は、総額で 474,400 円の売買です。

受付番号 5 2 番 新保字駒込 (コマゴメ)、地目、台帳・現況がともに田、地積 632 m²です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「相手方の要望」です。

契約の内容は、総額で 252,800 円の売買です。

受付番号 5 3 番 保田字駒込 (コマゴメ)、地目、台帳・現況がともに畑、地積 1,407 m²です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「相手方の要望」です。

契約の内容は、総額で 562,800 円の売買です。

受付番号 5 4 番 新保字駒込 (コマゴメ)、地目、台帳が畑・現況が田、地積 1,851 m²です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「相手方の要望」です。

契約の内容は、総額で 740,400 円の売買です。

受付番号 5 5 番 保田字駒込 (コマゴメ)、地目、台帳・現況がともに田、地積 2,009 m²、これを含めまして合計 2 筆で 2,303 m²です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「相手方の要望」です。

契約の内容は、総額で 921,200 円の売買です。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長 (小嶋)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いします。

委員 (見尾田)

はい、議長。

議長 (小嶋)

はい、見尾田委員。

委員 (見尾田)

6 番 見尾田です。私は安田出身なんですけど安田の(株)圓山の件なんですけど、今回、大

分取得する農地が広いので、聞くところによると関連畜産会社の牧草を作るという話で農機具もそれなりのものがあるし、畜産やっている訳ですので牛の餌を作らなければならぬのでそれはよく理解できるんですが町の方ですが問題となっている関連畜産会社の臭気ですね、においが非常にあるということで大分問題になっていて、県の方まで話が言っていると聞いていますので、今日許可するのはやぶさかではないんですが、臭気問題ですので申請地周辺は山中でなくて、市街地に近い所なので、農地に堆肥等散布する場合、臭気について気を付けるようその点意見を附してもらえないでしょうか。

事務局
(長谷川)
議長 (小嶋)

はい、わかりましたそのように意見を附すよう致します。

そのほかに、ご質疑等ございませんか。
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長 (小嶋)

ほかに質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、(株)圓山の案件に臭気対策について十分気を付けるよう意見を附して原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長 (小嶋)

異議なしと認めます。従いまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、(株)圓山の案件に臭気対策について十分気を付けるよう意見附して原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第8 議案第2号 事業計画変更の承認申請について、を議題とします。

事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局
(長谷川)

議案書132ページをご覧ください。

議案第2号 事業計画変更の承認申請について説明をいたします。

受付番号23番、当初計画者と継承者は記載のとおりです。

土地の所在が姥ヶ橋字町道上(マチミチウエ)、地目、台帳・現況がともに畑、地積328㎡です。

当初計画内容は、個人住宅建築用地です。

事業計画変更の理由ですが、当初、戸建て住宅を建築して販売するため、令和2年12月1日付け阿農委第502022号で5条転用許可を得て、水路側の土留め工事及び整地工事を行いました。その後、継承者が土地を探して当初計画者に相談に訪れ、当該地に継承者が希望する間取りの個人住宅を建築することになったため、事業計画変更を申請するものです。

場所につきましては、133・134ページの位置図・案内図をご覧ください。

阿賀野市役所京ヶ瀬支所から南東へ300m程の姥ヶ橋集落と飯森杉団地に隣接した土地であります。

135ページの更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。

136ページは、計画変更前の土地利用計画図です。

137ページは、計画変更後の土地利用計画図・排水計画図を掲載しております。

図面のように雨水は道路側溝に排水する計画です。生活雑排水は公共下水道に接続します。

138ページは建物平面図です。139ページは立面図です。

以上で、議案第2号事業計画変更の承認申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この番案件については、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

16番 大堀 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（大堀）

16番大堀です。22日に委員3名、農政部長、事務局2名で現地確認して参りました。ここは昨年の12月に許可を得ている場所でございます、土留めと埋め立てがされていまして。継承者が当該地を気に入り当初計画者をお願いをして土地を譲ってもらった案件で特に問題ないと見て参りました。以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。これから審議に入ります。

事業計画変更の承認申請、受付番号23番案件について、審議します。ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。事業計画変更の承認申請、受付番号23番案件について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、事業計画変更の承認申請、受付番号23番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第9 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題とします。

事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

140ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号39番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字逆川（サカサガワ）、地目、台帳・現況がともに田、地積353㎡、これを含めまして合計2筆で699㎡です。

転用目的は駐車場・資材置場用地（資材置場の拡張）で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和3年3月10日から令和3年4月30日まで、農地区分につきましては、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域であり第3種農地と判断しました。

転用事由は、申請者は車両置場及び建設資材の置場が手狭になった為、本社裏の資材置場に隣接する当該地を購入して資材置場を拡張する計画を立てたものです。

場所につきましては、141・142ページの位置図・案内図をご覧ください。

国道49号線原町交差点から東へ100m程に位置しており、国道沿いにあります申請

者社屋の裏手になります。

143 ページには更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

144 ページは土地利用計画図です。既設の資材置場の隣の太枠で囲んだ場所が申請地です。砂利敷きにする計画です。

145 ページは排水計画図です。敷地の周囲に排水用ベンチフリュームを設置します。

146 ページをご覧ください。

受付番号40番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が榎船渡字越廻り（コシマワリ）、地目、台帳・現況がともに畑、地積が365㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年4月25日から令和3年10月2日まで、農地区分につきましては、申請地から300メートル以内に神山駅があるため、第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は結婚を機に当該地を兄より譲り受けて住宅を建築するものです。

場所につきましては、147・148ページの位置図・案内図をご覧ください。

笹神地区、神山駅から北東へ300m程に位置し、国道460号線榎船渡交差点の北西側になります。

149ページの更正図をご覧ください。申請地を塗り潰しで表示しております。敷地は旗竿型で道路への出入り口部分は、地目が既に宅地となっています。

150ページは、土地利用計画図・排水計画図です。申請地は、太枠で囲んで表示しています。生活雑排水は公共下水道に接続します。雨水は水路に排水します。

151・152ページは住宅平面図です。

153ページをご覧ください。

受付番号41番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が姥ヶ橋字町道上（マチミチウエ）、地目、台帳・現況がともに畑、地積が328㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年3月15日から令和3年7月31日まで、農地区分につきましては、申請地から300メートル以内に阿賀野市役所京ヶ瀬支所があるため、第3種農地となります。許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は住宅を建てる土地を探していたところ、条件の合う土地を見つけたため当該地を買い受けて住宅を建築するものです。

場所につきましては、154・155ページの位置図・案内図をご覧ください。

阿賀野市役所京ヶ瀬支所から南東へ300m程の姥ヶ橋集落と飯森杉団地に隣接した土地であります。

156ページの更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。

157ページは、土地利用計画図・排水計画図を掲載しております。図面のように雨水は道路側溝を流れて排水する計画です。生活雑排水は公共下水道に接続します。

158ページは建物平面図です。

159ページは立面図です。

160ページをご覧ください。

受付番号42番、賃貸借権設定による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が下里字鉄道上（テツドウウエ）、地目 台帳・現況がともに田、

地積 1,920 m²、これを含めまして合計 2 筆で 1,949 m²です。

転用目的は、乾燥調製施設建築用地です。資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和 3 年 3 月 20 日から令和 3 年 8 月 31 日まで、農地区分につきましては、農用地区域内ですが本件に関しましては、令和 2 年 11 月総会において農業用施設用地として農振の用途変更が承認されており、令和 2 年 12 月 3 日付けで阿賀野市長（阿賀野市農林課）から、阿賀野市農業振興地域整備計画の農業用施設用地への変更の通知を受けています。

許可基準は、農業用施設は許可可能であります。

転用事由は、申請者は令和 2 年 9 月に会社を設立しました。当初、乾燥調製施設用地を集落周辺の農振白地地域で選定を検討しましたが、所有者との話し合いがつかなかったことや、集落への騒音・粉塵等について配慮し、農振農用地区域内の当該地を用途変更して転用するものです。

場所につきましては、161・162 ページの位置図・案内図をご覧ください。

下里集落の南側、下里から嘉瀬島へつづく道を羽越本線の線路を越えて 100m 程に位置しております。

163 ページの更正図をご覧ください。申請地を太枠で囲んで表示しております。

164 ページの土地利用計画図・排水計画図をご覧ください。

図のように配置する計画です。雨水については、隣地境界線付近に U 字溝を設置し東側の排水路に排水する計画となります。

165 ページに乾燥調製施設の平面図・立面図を載せています。

166 ページをご覧ください。

受付番号 43 番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字上野林（ウワノバヤシ）、地目 台帳・現況がともに畑、地積 264 m²、これを含めまして合計 2 筆で 385 m²です。

転用目的は資材・製品置場で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和 3 年 3 月 5 日から令和 3 年 3 月 20 日まで、農地区分につきましては、庵地小路集落内の住宅や工場が連たんしている区域内であり第 3 種農地と判断しました。許可基準は、許可可能であります。

転用事由ですが、申請者は、瓦の販売、瓦葺き工事を行っていますが、当該地を購入し瓦の保管及び移動用パレットの置場として利用するものです。

場所につきましては、167・168 ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区 庵地小路集落内、住宅に囲まれた農地であります。

169 ページは更正図です。申請地を塗りつぶして表示しております。

170 ページには土地利用計画図・排水計画図を掲載しました。瓦及び資材置場として利用するものです。舗装はしないで、雨水は勾配を付けて道路側溝に排水します。

171 ページをご覧ください。

受付番号 44 番、賃貸借権による一時転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字興野前（コウヤマエ）、地目、台帳・現況がともに田、地積が 1,220 m²のうち 110.9 m²、これを含めまして合計 14 筆で 8,658.3 m²です。

転用目的は陸砂利採取に伴う搬出入路で、資金計画は記載のとおりです。

利用期間が令和 3 年 3 月 25 日から令和 6 年 3 月 24 日まで、農地区分は、農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、砂利採取事業による一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、上江端集落の東側、上ノ山・浦田地区の陸砂利採取を実施するために搬出入路として一時転用するものです。178 ページをご覧ください。

県道水原・亀田線がありますが、道路の構造上、搬出入路として利用できないため、

上江端前地区の一時転用し使用している搬出入路と、今回一時転用申請する搬出入路を使用して県道 新潟・安田線（分田バイパス）まで出る計画です。

場所につきましては、172・173ページの位置図・案内図をご覧ください。

上江端集落の北側に位置しております。

174ページには更正図に申請地を塗りつぶしで掲載しております。

175・176ページには土地利用計画図を掲載しております。

177・178ページには排水計画図を掲載しております。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

本議案については、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

39番案件・41番案件について、16番 大堀 委員より現地確認報告をお願いします。

委員（大堀）

16番大堀です。39番案件から説明します。145ページを見ていただきますと申請地は田んぼ2枚になっておりますけれど、中央の畦が抜かれて今は1枚となっております。上側の方に申請者の既設資材置場があり、申請地を購入して資材置場として使用するもので、1mほど土を入れて隣地と同じ高さにします。

雨水は周囲にU字溝を廻して、田の排水路には流さないで既設の専用排水路に流す計画で問題ないと見て参りました。

続いて41番案件ですが155ページを見てもらいますと先ほどの事業計画変更の案件で説明しましたとおりであります。埋めたてがされておりまして水路側はコンクリートの土留めがされており、12月に許可された場所で特に問題ないと見て参りました。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、40番案件・44番案件について、現地確認委員の報告をお願いします。

17番 小林 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（小林）

17番小林です。去る22日、柳、大堀、渡邊委員、そして私と事務局2名の計6名で現地確認を行って参りました。

40番案件に関しては事務局の方から事細かく説明があったとおり、榎船渡の集落の入り口に申請地がありまして、隣に譲渡人の作業小屋も建っておりまして、許可相当と見て参りました。なおも委員さんの慎重なる審議をお願いします。

続きまして44番案件について説明いたします。今ほどのメンバーで現地を見て参りました。毎回上がって来る砂利採取業者さんで信頼のおける業者さんでありますし、採取地に接続する県道が大型ダンプの使用許可が得られないため、やむを得ず仮設道路の申請となったもので何ら支障のないものとして見て参りました。委員の皆さんの慎重なる審議よろしくをお願いします。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

次に42番案件・43番案件についても、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

15番 柳 委員より、現地確認報告をお願いします。

委員（柳）

15番柳です。42番案件は今ほど事務局より説明のありましたように、昨年の

1 1 月をもって農振農用地の用途変更の同意願いのあった案件であり、田んぼを埋め立てて乾燥調製施設、農業用施設での転用をするものでして、164ページを見てもらいいますと2反田を埋め立てて建物を建てまして、排水は周囲をU字溝を廻しまして排水するというので、また乗入れ口についても問題ないと見て参りました。

次に43番案件でございますが、面積が400㎡弱で170ページの土地利用計画図を見てもらうと、何ら土地を変更することなく瓦を置くという状況であります。

申請地の右側、下側には住宅がありまして、その敷地は5～60cm高くなっておりまして雨水が流れ込むこともなく、市道側溝に排水されるので、何ら支障ないものと見て参りました。以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、審議します。

ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委 員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可すること決定いたしました。

ここで説明員を交代します。

— 説明員 交代 山崎 主幹 —

続きまして、日程第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。

事務局の説明をお願いします。山崎 主幹、お願いします。

事務局
（山崎）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。

では、表紙をご覧ください。全体の受付状況を申し上げます。

今月の受付状況は

・所有権移転	11件	17筆	17,359.00㎡
・賃貸借権設定	153件	601筆	628,531.44㎡
・使用貸借権設定	2件	2筆	341.00㎡
・農地中間管理権設定	84件	807筆	731,631.11㎡

となります。

最初に所有権移転の案件です。

議案書は179ページからとなっております。

譲渡人、譲受人の読み上げを省略させていただきます。

受付番号、土地の所在地、台帳・現況地目、地積、内容順に申し上げます。

なお、譲受人のみなさんは、「認定農業者」又は、「あっせん譲受等 候補者名簿」

登載者です。

受付番号1番、土地の所在が上江端字蒲田、台帳・現況とも田、611 m²、1筆10a当たり65万で売買するものです。

受付番号2番、土地の所在が上江端字蒲田、台帳・現況とも田、221 m²、これを含め合計2筆、449 m²を10a当たり65万円で売買するものです。

受付番号3番、土地の所在が上江端字蒲田、台帳・現況とも田、671 m²、1筆を10a当たり65万円で売買するものです。

受付番号4番、土地の所在が堀越字石仏、台帳・現況とも田、525 m²、1筆を総額16万円で売買するものです。

受付番号5番、土地の所在が駒林字諏訪原、台帳・現況とも田、894 m²、2筆、1,771 m²を10a当たり65万円で売買するものです。

180ページをご覧ください。

受付番号6番、土地の所在が前山字久保、台帳・現況とも畑、373 m²、これを含め合計2筆、554 m²を受付番号7番案件と利便性を考慮し、差金なしで交換するものです。

受付番号7番、土地の所在が下条字藤ノ木、台帳・現況とも畑、419 m²、1筆を受付番号6番案件と利便性を考慮し、差金なしで交換するものです。

受付番号8番、土地の所在が笹岡字千刈、台帳・現況とも田、278 m²、これを含め合計3筆、2,556 m²を10a当たり63万円で売買するものです。

受付番号9番、土地の所在が金淵字上谷地、台帳・現況とも田、2,003 m²、1筆を受付番号10番案件と利便性を考慮し、差金なしで交換するものです。

受付番号10番、土地の所在が金淵字上谷地、台帳・現況とも田、2,023 m²、1筆を受付番号9番案件と利便性を考慮し、差金なしで交換するものです。

181ページをご覧ください。

受付番号11番、土地の所在が大室字家の下、台帳・現況とも田、3,053 m²、これを含め合計2筆、5,777 m²を10a当たり70万円で売買するものです。

続きまして、賃貸借権の設定について説明申し上げます。

なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

182ページをご覧下さい。

受付番号4番、土地の所在が小栗山字柄目木、台帳・現況とも畑、396 m²、1筆を令和3年3月11日から令和12年4月10日まで、10アール当たり2,000円で賃貸借するものです。

183ページをご覧ください。

受付番号5番、土地の所在が小栗山字柄目木、台帳・現況とも畑、396 m²、1筆を令和3年3月11日から令和12年4月10日まで、10アール当たり2,000円で賃貸借するものです。

受付番号6番、土地の所在が小栗山字柄目木、台帳・現況とも畑、396㎡、1筆を令和3年3月11日から令和12年4月10日まで、10アール当たり2,000円で賃貸借するものです。

185ページをご覧ください。

受付番号9番、土地の所在が京ヶ島字居前、台帳・現況とも田、374㎡、これを含め合計2筆、1,129㎡を令和3年3月11日から令和13年3月10日まで、10a当たり23,900円で賃貸借するものです。

186ページをご覧ください。

受付番号11番、土地の所在が駒林字金淵原、台帳・現況とも田、688㎡、これを含め合計2筆、1,301㎡を令和3年3月11日から令和13年3月10日まで、10a当たり23,900円で賃貸借するものです。

受付番号12番、土地の所在が駒林字金淵原、台帳田・現況とも田、450㎡、1筆を令和3年3月11日から令和13年3月10日まで、10a当たり23,900円で賃貸借するものです。

190ページをご覧ください。

受付番号19番、土地の所在が水原字千刈、台帳田・現況とも田、880㎡、これを含め合計2筆、1,069㎡を令和3年3月11日から令和6年3月10日まで、10a当たり18,000円で賃貸借するものです。

208ページをご覧ください。

受付番号56番、土地の所在が山口字羽萱場、台帳・現況、田、1,291㎡、1筆を令和3年3月11日から令和7年12月10日まで、10a当たり23,000円で賃貸借するものです。

219ページをご覧ください。

受付番号85番、土地の所在が下条字千刈、台帳畑・現況とも田、1,637㎡、1筆を令和3年3月11日から令和8年3月10日まで、10a当たり22,000円で賃貸借するものです。

226ページをご覧ください。

受付番号104番、土地の所在が水原字首長、台帳・現況とも田、856㎡、これを含め合計3筆、1,599㎡を令和3年3月11日から令和6年3月10日まで、10a当たり、23,000で賃貸借するものです。

229ページをご覧ください。

受付番号114番、土地の所在が水原字首長、台帳・現況とも田、862㎡、これを含め合計3筆、4,927㎡を令和3年3月11日から令和6年3月10日まで10a当たり23,000円で賃貸借するものです。

230ページをご覧ください。

受付番号115番、土地の所在が水原字首長、台帳・現況、田、314㎡、これを含め合計5筆、2,315.15㎡を令和3年3月11日から令和8年3月10日まで、10a当たり23,000円で賃貸借するものです。

受付番号116番、土地の所在が関屋字宮浦、台帳・現況、田、1,021㎡、これを含め合計2筆、1,943㎡を令和3年3月11日から令和6年3月10日まで、総額38,000

円で賃貸借するものです。

231ページをご覧ください。

受付番号117番、土地の所在が駒林字千刈、台帳・現況、田、1,943㎡、1筆を令和3年3月11日から令和8年3月10日まで、10a当たり23,900円で賃貸借するものです。

238ページをご覧ください。

受付番号136番、土地の所在が久保字水田、台帳・現況、田、801㎡、これを含め合計8筆、8,899㎡を令和3年3月11日から令和8年3月10日まで、総量コシヒカリ720kgで賃貸借するものです。

241ページをご覧ください。

受付番号142番、土地の所在が福田字村北、台帳、畑・現況、田、23㎡、これを含め合計4筆を令和3年3月11日から令和13年3月10日まで、総額10,000円で賃貸借するものです。

241ページをご覧ください。

受付番号143番、土地の所在が保田字逆川、台帳、現況、田、1,022㎡、これを含め合計5筆、5,237㎡を令和3年3月11日から令和8年3月10日まで、10a当たりコシヒカリ90kgで賃貸借するものです。

247ページをご覧ください。

受付番号155番、土地の所在が金屋字次郎丸境、台帳現況、田、1,541㎡、これを含め合計2筆、2,565㎡を令和3年3月11日から令和6年3月10日まで、10a当たり24,900円で賃貸借するものです。

最後に中間管理権設定になります。

253ページからご覧下さい。件数が多いため、先に期間を説明いたします

開始は全案件令和3年3月11日で終了は、

253ページ、受付番号1番から268ページ、11番まで、

299ページ 受付番号35番、307ページ、受付番号44番から330ページ、70番まで、334ページ、受付番号75番から338ページ、77番までが令和9年3月10日で、

269ページ、受付番号12番から298ページ、受付番号34番、299ページ、受付番号36番から305ページ、受付番号43番、331ページ、受付番号71番から333ページ、受付番号74番、338ページ、受付番号78番から342ページ、受付番号84番まで、終了は令和13年3月10日に期間設定となります。

以降期間の読み上げは省略いたします。

253ページをご覧ください。

受付番号1番、土地の所在が沢口字樹下、台帳・現況田、895㎡、これを含め合計22筆、8,985.74㎡を10,000円で設定するものです。

255ページをご覧ください。

受付番号2番、土地の所在が沢口字樹下、台帳・現況とも田、1,233㎡、1筆を10,000円で設定するものです。

受付番号3番、土地の所在が上一分字山ノ下、台帳・現況とも田、1,002㎡、これを含め合計3筆、4,037㎡を0円で設定するものです。

256ページをご覧ください。

受付番号4番、土地の所在が上一分字家ノ前、台帳・現況とも田、810 m²、これを含め合計22筆、16,112 m²を23,000円、20,000円、10,000円で設定するものです。

258ページをご覧ください。

受付番号5番、土地の所在が沢口字はけ方、台帳・現況とも田、254 m²、これを含め合計8筆、2,056 m²を10,000円で設定するものです。

259ページをご覧ください。

受付番号6番、土地の所在が沢口字村下、台帳・現況とも田、485 m²、これを含め合計9筆、2,386 m²を20,000円で設定するものです。

260ページをご覧ください。

受付番号7番、土地の所在が上一分字山ノ下、台帳・現況とも田、994 m²、これを含め合計10筆、4,599.56 m²を10,000円で設定するものです。

261ページをご覧ください。

受付番号8番、土地の所在が上一分字山ノ下、台帳・現況とも田、1323 m²、これを含め合計21筆、8,934 m²を10,000円、7,000円、0円で設定するものです。

263ページをご覧ください。

受付番号9番、土地の所在が上一分字家ノ前、台帳・現況とも田、2,121 m²、これを含め合計39筆、22,350 m²を10,000円、2,000円、0円、設定するものです。

268ページをご覧ください。

受付番号10番、土地の所在が沢口字のげ沢、台帳・現況とも田、737 m²、これを含め合計5筆、3,558 m²を10,000円で設定するものです。

受付番号11番、土地の所在が上一分字山ノ下、台帳・現況とも田、2,082 m²、これを含め合計3筆、5,378 m²を23,000円で設定するものです。

269ページをご覧ください。

受付番号12番、土地の所在が駒林字善四郎谷内、台帳畑・現況田、88 m²、これを含め合計24筆、26,294 m²を25,000円、17,500円で設定するものです。

271ページをご覧ください。

受付番号13番、土地の所在が七島字土居上、台帳畑・現況田、408 m²、これを含め合計40筆、28,135 m²を24,000円で設定するものです。

276ページをご覧ください。

受付番号14番、土地の所在が次郎丸字片田、台帳・現況とも田、1,029 m²、これを含め合計19筆、19,789 m²を24,000円、20,000円、10,000円で設定するものです。

278ページをご覧ください。

受付番号15番、土地の所在が嘉瀬島字大割、台帳・現況とも田、2,022 m²、これを含め合計18筆、15,050 m²を22,000円で設定するものです。

280ページをご覧ください。

受付番号16番、土地の所在が駒林字葉萱場、台帳・現況とも田、1,014 m²、これを含め合計10筆、17,566 m²を、25,000円で設定するものです。

281ページをご覧ください。

受付番号17番、土地の所在が発久字ヤチ、台帳・現況とも田、234 m²、これを含め合計12筆、15,100 m²を24,000円、22,000円で設定するものです。

282ページをご覧ください。

受付番号18番、土地の所在が田中字道下、台帳・現況とも田、1,999 m²、これを含め合計14筆、16,406 m²を23,000円で設定するものです。

284ページをご覧ください。

受付番号19番、土地の所在が里字赤早稲田、台帳・現況とも田、938 m²、これを含め合計2筆、1,589 m²を23,000円で設定するものです。

受付番号20番、土地の所在が法柳新田字町道、台帳・現況とも田、1,988 m²、これを含め合計14筆、17,124 m²を23,000円で設定するものです。

286ページをご覧ください。

受付番号21番、土地の所在が里字筒田、台帳・現況とも田、1011 m²、これを含め合計9筆、15,080 m²を23,600円で設定するものです。

287ページをご覧ください。

受付番号22番、土地の所在が水原字氷室、台帳・現況とも田、1,209 m²、これを含め合計16筆、27,115 m²を23,600円で設定するものです。

288ページをご覧ください。

受付番号23番、土地の所在が姥ヶ橋字町道上、台帳・現況とも田、951 m²、これを含め合計16筆、16,550.6 m²を25,000、23,000、20,000円、18,000円で設定するものです。

290ページをご覧ください。

受付番号24番、土地の所在が城字浦田、台帳・現況とも田、2,023 m²、1筆を25,000円で設定するものです。

受付番号25番、土地の所在が窪川原字鮫面、台帳・現況とも田、1,175 m²、これを含め合計4筆、4,565 m²を23,700円、20,000円で設定するものです。

291ページをご覧ください。

受付番号26番、土地の所在が飯森杉字鮫面、台帳・現況とも田、310 m²、これを含め合計13筆、8,143 m²を23,000円、20,000円で設定するものです。

受付番号27番、土地の所在が姥ヶ橋字鮫面、台帳・現況とも田、1021 m²、これを含め合計5筆、4,189 m²を23,000円、20,000円で設定するものです。

293ページをご覧ください。

受付番号28番、土地の所在が姥ヶ橋字鮫面、台帳・現況とも田、537 m²、これを含め合計2筆、2,560 m²を25,000円、20,000円で設定するものです。

受付番号29番、土地の所在が姥ヶ橋字古田、台帳・現況とも田、1,702 m²、1筆を23,000円で設定するものです。

受付番号30番、土地の所在が熊居新田字上の山、台帳・現況とも田、1,024 m²、これを含め合計20筆、16,249 m²を23,000円で設定するものです

295ページをご覧ください。

受付番号31番、土地の所在が金淵字居前、台帳・現況とも田、1,021 m²、これを含め合計16筆、14,817 m²を23,900円で設定するものです。

297ページをご覧ください。

受付番号32番、土地の所在が横山字境、台帳・現況とも田、1,779 m²、これを含め合計2筆、3,696 m²を23,600円で設定するものです。

受付番号33番、土地の所在が京ヶ島字居浦、台帳・現況とも田、1,021 m²、これを含め合計5筆、5,919 m²を23,000円、0円で設定するものです。

298ページをご覧ください。

受付番号34番、土地の所在が上江端字浦田、台帳・現況とも田、628 m²、これを含め合計6筆、5,547 m²を23,000円、0円で設定するものです。

299ページをご覧ください。

受付番号35番、土地の所在が上一分字山ノ下、台帳・現況とも田、1,531 m²、1筆を0円で設定するものです。

受付番号36番、土地の所在が駒林字土居内、台帳・現況とも田、1767 m²、これを含め合計18筆、13,842 m²を25,000円、0円で設定するものです。

受付番号37番、土地の所在が駒林字千刈、台帳・現況とも田、965 m²、1筆を25,000円で設定するものです。

受付番号38番、土地の所在が島田字中沢梅、台帳・現況とも田、1061 m²、1筆を24,000円で設定するものです。

受付番号39番、土地の所在が発久字ヤチ、台帳・現況とも田、621 m²、これを含め合計14筆、20,123 m²を24,000円、22,000円、0円で設定するものです。

303ページをご覧ください。

受付番号40番、土地の所在が上山屋字道下、台帳・現況とも田、1,544 m²、これを含め合計21筆、19,435 m²を24,000円で設定するものです。

305ページをご覧ください。

受付番号41番、土地の所在が発久字ヤチ、台帳・現況とも田、260 m²、1筆を22,000円で設定するものです。

受付番号42番、土地の所在が金淵字居前、台帳・現況とも田、1939 m²、これを含め合計3筆、3,859 m²を23,900円で設定するものです。

受付番号43番、土地の所在が金淵字居前、台帳・現況とも田、331 m²、これを含め合計15筆、8,407 m²を23,900円で設定するものです。

307ページをご覧ください。

受付番号44番、土地の所在が堀越字片田、台帳・現況とも田、945 m²、1筆を21,000

円で設定するものです。

受付番号45番、土地の所在が堀越字姥田、台帳・現況とも田、485 m²、これを含め合計4筆、1,446 m²を22,000円、21,000円で設定するものです。

308ページをご覧ください。

受付番号46番、土地の所在が堀越字片田、台帳・畑・現況・田、664 m²、これを含め合計10筆、10,510 m²を24,000円、23,000円、21,000円、20,000円、19,000円で設定するものです。

309ページをご覧ください。

受付番号47番、土地の所在が堀越字市戸、台帳・現況とも田、1,991 m²、これを含め合計2筆、2,115 m²を23,000円で設定するものです。

受付番号48番、土地の所在が堀越字片田、台帳・現況とも田、885 m²、1筆を20,000円で設定するものです。

受付番号49番、土地の所在が堀越字姥田、台帳・現況とも田、1,905 m²、これを含め合計13筆、11,388.19 m²を23,000円、22,000円、21,000円、20,000円で設定するものです。

311ページをご覧ください。

受付番号50番、土地の所在が堀越字仲作、台帳・現況とも田、502 m²、1筆を20,000円で設定するものです。

受付番号51番、土地の所在が堀越字仲作、台帳・現況とも田、254 m²、これを含め合計3筆、762 m²を24,000円で設定するものです。

受付番号52番、土地の所在が小境字家前、台帳・現況とも田、1,021 m²、これを含め合計7筆、2,291 m²を23,000円、21,000円で設定するものです。

312ページをご覧ください。

受付番号53番、土地の所在が堀越字蕪木、台帳・現況とも田、310 m²、これを含め合計30筆、14,518.39 m²を23,000円、22,000円、20,000円、0円で設定するものです。

315ページをご覧ください。

受付番号54番、土地の所在が牧島字家ノ前、台帳・現況とも田、727 m²、これを含め合計7筆、6,701.00 m²を25,000円、23,000円で設定するものです。

316ページをご覧ください。

受付番号55番、土地の所在が堀越字堂ノ下、台帳・現況とも田、208 m²、これを含め合計20筆、18,003 m²を20,000円、19,200円、18,300円、17,500円で設定するものです。

318ページをご覧ください。

受付番号56番、土地の所在が田中字中道上、台帳・現況とも田、290 m²、1筆を23,000円で設定するものです。

受付番号57番、土地の所在が野地城字家浦、台帳・現況とも田、333 m²、これを含め

含め合計 2 筆、373 m²を 20,000 円で設定するものです。

3 1 9 ページをご覧ください。

受付番号 5 8 番、土地の所在が堀越字市ノ山、台帳畑・現況とも田、710 m²、これを含め合計 22 筆、13,511 m²を 20,800 円、20,000 円、18,300 円、17,500 円、16,700 円で設定するものです。

3 2 1 ページをご覧ください。

受付番号 5 9 番、土地の所在が野地城字家裏、台帳畑・現況とも田、595 m²、これを含め合計 9 筆、8,178 m²を 20,000 円、19,200 円、18,300 円で設定するものです。

3 2 2 ページをご覧ください。

受付番号 6 0 番、土地の所在が野地城字フケ、台帳・現況とも田、1,021 m²、1 筆を 19,200 円で設定するものです。

受付番号 6 1 番、土地の所在が切梅新田字前田、台帳・現況とも田、1,021 m²、これを含め合計 1 筆、1,021 m²を 19,200 円で設定するものです。

3 2 3 ページをご覧ください。

受付番号 6 2 番、土地の所在が境新字札下、台帳・現況とも田、1,021 m²、これを含め合計 2 筆、2,042 m²を 23,000 円で設定するものです。

受付番号 6 3 番、土地の所在が牧島字家ノ前、台帳・現況とも田、2,023 m²、これを含め合計 14 筆、16,637 m²を 23,000 円、22,000 円、21,000 円で設定するものです。

3 2 4 ページをご覧ください。

受付番号 6 4 番、土地の所在が越御堂字提下、台帳・現況とも田、2,023 m²、1 筆を 23,000 円で設定するものです。

3 2 5 ページをご覧ください。

受付番号 6 5 番、土地の所在が小境字家ノ浦、台帳・現況とも田、873 m²、これを含め合計 15 筆、13,302 m²を 20,000 円、18,300 円、17,500 円、15,800 円で設定するものです。

3 2 6 ページをご覧ください。

受付番号 6 7 番、土地の所在が堀越字荒田、台帳・現況とも田、1218 m²、これを含め合計 4 筆、4,377 m²を 22,000 円、21,000 円、19,000 円で設定するものです。

3 2 7 ページをご覧ください。

受付番号 6 8 番、土地の所在が堀越字片田、台帳・現況とも田、1,004 m²、これを含め合計 22 筆、11,967.84 m²を 23,000 円、22,000 円、21,000 円、20,000 円で設定するものです。

3 2 9 ページをご覧ください。

受付番号 6 9 番、土地の所在が堀越字片田、台帳・宅地・現況、田、185.12 m²、これを含め合計 7 筆、2241.5 m²を 20,000 円で設定するものです。

3 3 0 ページをご覧ください。

受付番号 7 0 番、土地の所在が堀越字片田、台帳・現況とも畑、244 m²、これを含め合計 11 筆、9,376 m²を 23,000 円、21,000 円、20,000 円、0 円で設定するものです。

331ページをご覧ください。

受付番号71番、土地の所在が牧島字家ノ前、台帳・現況とも田、1,738 m²、これを含め合計14筆、17,558 m²を24,000円、23,000円、22,000円、21,000円、20,000円、0円で設定するものです。

333ページをご覧ください。

受付番号72番、土地の所在が里字久保田、台帳・現況とも田、1,123 m²、1筆を23,600円で設定するものです。

受付番号73番、土地の所在が里字赤早稲田、台帳・現況とも田、413 m²、これを含め合計3筆、4,417 m²を23,600円で設定するものです。

受付番号74番、土地の所在が里字久保田、台帳・現況とも田、624 m²、これを含め合計5筆、8,716 m²を23,600円で設定するものです。

334ページをご覧ください。

受付番号75番、土地の所在が天神堂字上興野、台帳・現況とも田、2,023 m²、これを含め合計12筆、23,236 m²を23,600円で設定するものです。

335ページをご覧ください。

受付番号76番、土地の所在が熊居新田字上ノ山、台帳・現況とも田、1,011 m²、これを含め合計22筆、14,209 m²を21,000円で設定するものです。

338ページをご覧ください。

受付番号77番、土地の所在が熊居新田字上ノ山、台帳・現況とも田、1,024 m²、これを含め合計4筆、3,415 m²を、22,000円で設定するものです。

受付番号78番、土地の所在が百津潟新田字従来下、台帳・現況とも田、1,021 m²、これを含め合計5筆、3,471 m²を19,300円で設定するものです。

339ページをご覧ください。

受付番号79番、土地の所在が笹岡字砂押、台帳・現況とも田、2,016 m²、これを含め合計16筆、27,723.29 m²を24,000円、23,000円で設定するものです。

340ページをご覧ください。

受付番号80番、土地の所在が折居字渡路、台帳・現況とも田、1,126 m²、これを含め合計2筆、1,713 m²を14,000円で設定するものです。

341ページをご覧ください。

受付番号81番、土地の所在が折居字渡路、台帳・現況とも田、194 m²、これを含め合計2筆、690 m²を14,000円で設定するものです。

受付番号82番、土地の所在が折居字渡路、台帳・現況とも田、184 m²、これを含め合計2筆、423 m²を、14,000円で設定するものです。

受付番号83番、土地の所在が水原字中谷地、台帳・現況とも田、1,987 m²、これを含め合計7筆、11,943 m²を23,600円で設定するものです。

受付番号84番、土地の所在が水原字拾表、台帳・現況とも田、1998 m²、これを含

め合計 10 筆、19,575 m²を 23,600 円で設定するものです。

以上であります。農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である

- ・農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である、
- ・農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- ・農作業に、常時 従事すると 認められること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である、
 - ①地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ②利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていること。の各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、「許可相当」と報告をいただいております。

以上で、議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、賃貸借権設定の 9 番案件・11 番案件・12 番案件について、曾我 委員が譲受人となっております。また、中間管理権設定の 43 番案件の譲渡人が「曾我 一憲 氏」であり曾我委員が関係者となっております。

また、賃貸借権設定の 74 番案件については、譲受人が「齋藤 和也 氏」であり、8 番 齋藤 委員が関係者となっております。

また、賃貸借権設定の 82 番案件・117 番案件については、18 番 相馬 委員が譲受人となっております。

また、賃貸借権設定の 94 番案件については、譲受人が「本間 正樹 氏」であり、4 番 本間委員が関係者となっております。

いずれも農業委員会等に関する法律第 31 条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、関係者からは随時、退室をお願いし、該当する案件から先に審議したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議がないようですので、そのようにします。

最初に、賃貸借権設定の 9 番案件・11 番案件・12 番案件・中間管理権設定の 43 番案件について、審議しますので、1 番 曾我 委員の退室をお願いします。

— 曾我 委員 退室 —

曾我 委員が退室されましたので、9 番案件・11 番案件・12 番案件・中間管理権設定の 43 番案件について、審議します。

ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委 員

（「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。9番案件・11番案件・12番案件・中間管理権設定の43番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。
従いまして、9番案件・11番案件・12番案件・中間管理権設定の43番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
1番 曾我 委員の入室をお願いします。

— 曾我 委員 入室 —

曾我 委員が着席されましたので、続けます。

続きまして、賃貸借権設定の74番案件について審議しますので、7番 齋藤 委員の退室をお願いします。

— 齋藤 委員 退室 —

齋藤 委員が退室されましたので、74番案件について、審議します。
ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。74番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。
従いまして、74番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
7番 齋藤 委員の入室をお願いします。

— 齋藤 委員 入室 —

齋藤 委員が着席されましたので、続けます。
続きまして、賃貸借権設定の82番案件・117番案件について、審議しますので、18番 相馬 委員の退室をお願いします。

— 相馬 委員 退室 —

相馬 委員が退室されましたので、82番案件・117番案件について、審議します。
ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。８２番案件・１１７番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。
従いまして、８２番案件・１１７番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
１８番 相馬 委員の入室をお願いします。

— 相馬 委員 入室 —

相馬 委員が着席されましたので、続けます。
続きまして、賃貸借権設定の９４番案件について、審議いたしますので、４番 本間 委員の退室をお願いします。

— 本間 委員 退室 —

本間 委員が退室されましたので、９４番案件について、審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委 員 （「な し」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。９４番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。
従いまして、９４番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
４番 本間 委員の入室をお願いします。

— 本間 委員 入室 —

相馬 委員が着席されましたので、続けます。
続きまして、今程、決定した議事参与の案件以外の案件について、審議します。
ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委 員 （「な し」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。先程、決定した議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。従いまして、先程、決定した議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
これで、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、全て原案のとおり承認されました。
続きまして、日程第11 その他について、事務局で何かございますか。

事務局 特にございません。

議長（小嶋） 特にないようですが、皆さんの方から何かございませんか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 特にないようですので、以上で、本日の総会の案件の審議は、全て終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。

— 15時25分終了 —

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年2月26日

議事録署名委員 10番 ⑩

議事録署名委員 11番 ⑩

議事録署名委員 12番 ⑩

議長
農業委員会長 ⑩